

川越市障害福祉サービス等支給決定基準の 一部改正（案）の概要

平成25年8月
福祉部 障害者福祉課

1 趣 旨

重症心身障害児の現在の判断基準は、身体障害者手帳1、2級かつ療育手帳④又はAとなっていますが、療育手帳の申請中又は低年齢等のため療育手帳の判定ができない場合に限り、医師の診断書により認定を行うことができるようにします。

また、その他国からの通知等の内容を盛り込み、内容の整理を行うものです。

2 内 容

下記の内容を支給決定基準に新たに追加するものです。

- (1) 児童の短期入所→重症心身障害児の認定基準の追加
- (2) 短期入所→特別重度支援加算（Ⅰ）、（Ⅱ）を追加
- (3) 療養介護→対象者区分（基本、児童移行）の追加
- (4) 計画相談支援→モニタリング月の設定、支援の内容と給付費の算定を追加
- (5) 施設入所支援、共同生活介護、自立訓練（生活訓練）、共同生活援助
→地域生活移行個別支援特別加算の追加
- (6) 利用者負担の追加
- (7) 自立訓練（機能訓練）と施設入所の併給の取扱いを追加
- (8) 行動援護と移動支援の併給不可の取扱いを追加
- (9) 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援
→原則日数を超えた利用に関する記載を追加
- (10) 就労継続支援B型→更新時の評価票の必要性を追加

3 施行期日

平成25年10月1日

4 その他

追加項目については、別添ファイルの網掛け部分です。